

下請取引適正化推進シンポジウム2016

～「よい品質」に見合った「適正な価格」を支払う取引慣行定着に向けて～ 大阪編 (全国5会場で開催)

パネルディスカッション **コンプライアンスの強化と企業間取引の適正化を目指して** 内田洋行/日立製作所



- ◆パネリスト
 - 内田洋行 経営管理本部 法務部 法務課長 日野 浩二
 - 日立製作所 バリウチエー・インテグレーション 統括部長 リーガルアドバイザー 太田 隆一
 - 太田 隆一 太田 隆一 弁護士 太田 隆一
 - 中小企業庁 取引課長 原田 知恵氏
- ◆ナビゲーター
 - フリーアナウンサー 北山 尚美氏
 - 田中 道夫氏
 - 高橋 善樹氏
 - 安藤 保彦氏

政府は下請取引を含む中小企業の取引条件の改善に力を入れる方針を示した。経済産業省は「世耕プラン」を策定し、具体的な政策を展開していく。こうした動きを背景に、10～11月にかけて全国5会場(札幌、東京、名古屋、大阪、熊本)で開催した「下請取引適正化推進シンポジウム2016」には、下請代金支払遅延等防止法(下請代金法)の順守を徹底している親事業者が登場。コンプライアンス(法令順守)体制の整備・強化について、自社の取り組みを紹介した。



弁護士 高橋 善樹氏

下請代金法とコンプライアンスの取り組みについて

下請代金法の目的は下請取引の適正化と下請事業者の保護であり、独占禁止法の補完法としての性格を持つ。優越的地位の乱用行為を取り締まる独禁法だが、結論まで時間を要するのが難点だ。そこで下請代金法は、主たる資本と取引内容を限定し、違反行為も典型的な乱用行為に類型化された。そのほか4つの順守義務も定められている。

下請代金法の目的は下請取引の適正化と下請事業者の保護であり、独占禁止法の補完法としての性格を持つ。優越的地位の乱用行為を取り締まる独禁法だが、結論まで時間を要するのが難点だ。そこで下請代金法は、主たる資本と取引内容を限定し、違反行為も典型的な乱用行為に類型化された。そのほか4つの順守義務も定められている。



田中氏



安藤氏

下請代金法マインドの醸成による事前事後の確認と是正

親事業者がこんなことをしたら、下請事業者の利益を不当に害するのではないかという問題意識を持つ。下請代金法マインドの醸成が重要だ。事前に問題意識を持ちさえすれば、社内法務管理部門、下請代金法マインドの醸成と事前事後の確認、直ちに是正の姿勢が下請代金法コンプライアンスの王道だ。



北山氏



原田氏

当局制作の教材を教育に生かす 様々な学びの機会にスキル磨く 当局の指摘を受ける前に是正推進 サプライチェーン全体で改善を

北山氏 他社の取り組み事例はとても参考になる。当局のホームページには下請代金法を解説した動画もある。自前で教材を制作するのは大変だが、当局が提供する教材は効果的な教育に活用できる。

田中 当社では下請代金法の担当部署は調達部門だが、下請代金法にかかわる部門は多くある。何が適正な取引なのか社内に浸透させるように、調達部門は様々な学びの機会を利用して自身の能力を高め、自信をもって取り組みを進めることが大切だ。

企業の取り組み事例 五十音順

内田洋行

「コンプライアンスデイ」を設定

2012年に中小企業庁から下請代金法に関する指摘を受け、短期間に改善を進めた。まず意図しない下請代金の減額を防ぐため、月度ごとに実績の点検を実施。下請代金の振込手数料の控除を取りやめ、すべて当社負担とした。8月条書の記載不備も指摘されたことから、毎年1回、取引先に「支払条件等について」という書面を送付し、記載内容の共有と確認を徹底している。

日立製作所

システム化の推進で違反防ぐ

日立グループの事業分野は情報・通信システムから建設機械、高機能材料、物流・サービスまで幅広い。事業分野が多岐にわたるため、ほぼすべての下請取引を調達部門が集中管理し、設計、製造、品質保証、経理の各部門を指導している。けん制機能として監査部が定期的に各部門を審査するほか、複数の通報制度も設けている。

JSG

発注・支払いを専門部署に集約

当社は発注と支払いを専門の部署に集約している。手続部門は現場からの申請に基づいて発注内容などを確認。現場の承認を経て発注する。注文書の送付などため、契約開始日より営業日前までに手続部門に申請することを社内ルールで定めている。

ファンケル

取引先アンケートを実施

当社は化粧品・健康食品の留め型原料や容器・包材などについて、協力会社に製造委託している。グループ本社の購買グループで価格や条件を決定し、事業会社から発注する体制だ。注文書の交付・承諾を経て初めて発注が成立することや、下請代金の振込手数料を当社が負担することなどは契約前に明記している。

凸版印刷

違反防ぐ発注システムを構築

当社は営業による直接発注を禁止し、下請取引を実施する部門を生産管理・企画販促に限定している。資本金の大小に関わらず下請代金法に準拠した取引を行うことで、うっかり違反を防いでいる。

矢崎総業

順守すべきルールを明確化

当社はコンプライアンスを徹底するため、各県の条例や事業法を含む79法令・579項目にわたる全社共通の法令順守管理項目表を作成した。順守すべきルールを明確にした上で、職員の教育を実施している。

中小企業の相談窓口「下請かけこみ寺」のご案内

全国47都道府県(48カ所)に設置している「下請かけこみ寺」では、「納品後に代金の値引きを求められた」「支払日が過ぎてても代金を支払ってもらえない」と取引に関する中小企業の様々な悩みに相談に相談員や弁護士が親身になって対応し、問題解決に向けたアドバイスを無料で提供しています。秘密は厳守します。ご利用ください。また、消費税転嫁等に係る取引上の相談にも対応いたします。

中小企業庁のホームページでは、下請代金法違反の防止に向けた社内体制の整備方法や取引事例を紹介する「下請取引コンプライアンス・プログラム」のほか、下請代金法の講習会の情報など下請取引適正化に関する情報を掲載しています。
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/forhiki/index.html>